

令和2年度事業計画

公益社団法人相模原市防災協会

事業方針

市民及び事業所関係者が安全で安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進するため、防災に係る意識、知識及び行動力の向上並びに防災体制の強化促進に資する事業、地域に密着した公益性の高い事業を次のとおり実施いたします。

I 公益目的事業

1 防災講習等事業

防災に係る意識、知識及び行動力の向上を図るとともに、災害による被害の軽減を目的として、以下のとおり各種研修会及び講習会等を実施する。

(1) 事業所防災研修及び講習

会員事業所の新入社員及び自衛消防隊員などを対象として、防災に関する研修会を下記のとおり実施する。

ア 新入社員防災研修会 年3回

イ 自衛消防隊員研修会 年3回

ウ 会員事業所救命研修会 年6回

(2) 社会福祉施設等防火実務研修会事業

市内の小規模社会福祉施設及び有床診療所等の防火安全対策強化を図るために、当該施設の職員などを対象として、避難救出及び火災対応訓練等の実技を取り入れた「社会福祉施設等防火実務研修会」を年1回実施する。

(3) 起震車運用業務（年105回程度）

相模原市から業務を受託。市内自治会及び地区連合自治会等の自主防災組織が実施する防災訓練において、起震車の運用業務を行う。

(4) さがみはら防災マイスター派遣業務（年60件程度）

相模原市から業務を受託。市から認証を受けている「防災マイスター」を地域の防災講座、訓練などへ派遣する。

(5) 自衛消防訓練起震車等運用業務（年100回程度）

相模原市から業務を受託。市内事業所等の自衛消防組織が実施する消防訓練等において、起震車の運用業務を行う。

(6) 応急手当普及啓発事業

相模原市から業務を受託。市民等を対象にした救命講習会の実施に係る受講申請受付及び事前準備、資機材の搬送、名簿及び修了証等の作成、並びに応急手当指導員等の派遣調整業務を下記のとおり実施する。

ア 普通救命講習	年20回
イ 救命入門コース	年4回
ウ 上級救命講習	年4回
エ 応急手当普及員養成講習	年1回
オ 応急手当普及員再講習	年2回
カ 応急手当指導員再講習	年1回
キ 団体救命講習	年128回
ク 指導員養成講習	年4回

(7) 危険物取扱者試験受験準備講習

一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会との共催により「危険物取扱者」の資格取得試験の受験者を対象とした講習会の申請受付及び進行管理等を年2回実施する。

(8) 防火防災管理講習（新規・再）

一般財団法人日本防火防災協会から講習業務を受託し、受講申請受付から講習会までの全般業務を実施する。（年19回）

(9) 自衛消防業務講習（新規・再）

一般財団法人日本消防設備安全センターから講習業務を受託し、受講申請受付から講習会までの全般業務を実施する。（年15回）

(10) 防火対象物点検資格者講習（新規・再）

一般財団法人日本消防設備安全センターから講習業務を受託し、受講申請受付から講習会までの全般業務を実施する。（新規1回・再2回）

(11) 防災管理点検資格者講習（再）

一般財団法人日本消防設備安全センターから講習業務を受託し、受講申請受付から講習会までの全般業務を実施する。（年1回）

2 消防局等庁舎見学案内事業（年32回程度）

相模原市から業務を受託。市民、学校、幼稚園、各種団体等が実施する「消防庁舎見学」に係る申請受付及び見学当日の総合案内を実施する。

3 一人暮らし高齢者家庭等防火啓発事業（年200件）

相模原市からの業務を受託。高齢者を火災等の災害から守るために、一人暮らし高齢者家庭等を訪問し、住宅防火診断及び住宅防火に関する指導、アドバイスを実施する。

4 防災調査事業等

(1) 防災視察等調査（必要に応じ実施）

大規模災害や特殊な災害等が発生した場合に、速やかに現地を視察して事案調査を行う。

(2) 防災備蓄品・案内板等維持管理業務調査（439箇所）

相模原市から業務を受託。防災備蓄倉庫及び広域避難場所を調査し、備蓄品、避難所案内板等の点検業務を実施する。

5 防災意識高揚事業

(1) 火災予防運動ポスター配布

全国火災予防運動時に「火災予防運動ポスター」を会員事業所等に配布する。

(2) 防火ポスターコンクール

市内小学生を対象として「防火ポスターコンクール」を開催し、最優秀作品はポスターとして、全国火災予防運動に併せ会員事業所及び市内の公共施設等に配布して掲示してもらう。また、入選作品については当協会のホームページへ掲載する。

(3) 防災365の配布（年4回）

防災意識の高揚及び普及啓発を図るとともに、予防行政の動向などの情報を会員事業所にお知らせするため、機関紙「防災365」を作成配布する。

6 防災普及啓発事業

各種イベント並びに消防署が実施する消防フェア等に参加し、市民の皆さまの防災に係る意識、知識及び行動力の向上を図るとともに、災害による被害の軽減を目的として防災普及啓発を行う。

7 自衛消防隊消火競技会事業

事業所における自衛消防体制の充実強化及び初期消火技術の向上並びに士気の高揚を図ることを目的として、下記種目のとおり消火競技会を実施する。

(1) 屋内消火栓(1号)の部

(2) 屋内消火栓(2号)の部

8 防災講演会事業

市民の皆さまや事業所における防火・防災意識の向上と防災体制の充実強化を図ることを目的に、「防災講演会」を実施する。

II その他の事業（相互扶助等事業）

1 防災表彰事業

公益社団法人相模原市防災協会表彰規程に基づき、下記の表彰を実施する。

(1) 優良事業所表彰

(2) 優良個人表彰

(3) 協会功労者表彰

以上